

○ 財務省告示第 253 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月 27 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 11 日

財務大臣臨時代理

国務大臣 鈴木 淳司

- | | |
|---------------------|--|
| 1 名称及び記号 | 利付国庫債券（40 年）（第 16 回） |
| 2 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項及び特別会計に関する法律（平
成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項 |
| 3 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 発行方法 | 利回りを競争に付して行われる入札に
よる発行 |
| 5 募入決定の方法 | 各申込みのうち応募利回りの低いもの
からその応募額を順次割り当てる。 |
| 6 発行額 | 額面金額で 699,600,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基
づく発行した利付国債については、額
面金額で 682,826,900,000 円、特別会
計に関する法律第 46 条第 1 項の規定
に基づき発行した利付国債について
は、額面金額で 16,773,100,000 円 |
| 7 払込金額 | 614,738,520,000 円 |
| 8 最低額面金額 | 50,000 円 |
| 9 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載
又は記録は、最低額面金額の整数倍の
金額によるものとする。 |
| 10 発行日 | 令和 5 年 9 月 27 日 |
| 11 発行価格 | 額面金額 100 円につき 87 円 87 銭 |
| 12 利率 | 年 1.3% |

- 13 経過利子の払込み
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。
- $$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{7}{365}$$
- 14 初期利子
令和 6 年 3 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。
- $$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 第 2 期以後の利子
毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限
令和 45 年 3 月 20 日
- 17 償還金額
額面金額 100 円につき 100 円
- 18 元利金支払場所
日本銀行
- 19 入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日
令和 5 年 9 月 27 日